

有効期間満了日 令和13年3月31日
熊生環第160号
令和7年3月4日

不発弾等の取扱いについて（通達）

見出しのことについては、これまで「不発弾等の取扱いについて（通達）」（令和2年4月3日付け熊生環第331号）により運用してきたところであるが、この度、別添警察庁通達「不発弾等の取扱いについて（通達）」（令和7年3月4日付け警察庁丁保発第44号）が発出されたことに伴い、今後は、同通達に基づき実施することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、本通達の実施をもって、旧通達は廃止する。

※ 警察庁通達「不発弾等の取扱いについて（通達）」については警察庁ホームページをご覧ください。